

台湾日本関係協会と公益財団法人日本台湾交流協会との間の
台日海洋廃棄物の処理に関する協力覚書

台湾日本関係協会と公益財団法人日本台湾交流協会（以下「両協会」という）は、1972年12月26日に作成した「亜東関係協会と財団法人交流協会との間の在外事務所相互設置に関する取決め」の第3項に関連し、次の項目について、それぞれ必要な関係当局の同意が得られるよう相互に協力する。

1. 台湾と日本は何れも海洋廃棄物の問題に直面しており、海洋廃棄物を有効に防止し、問題を解決するため、両協会は、台日間の海洋廃棄物調査及び整理技術の協力に関する交流の推進に努める。このため、台湾日本関係協会は海洋委員会海洋保育署の関係部局に対して、公益財団法人日本台湾交流協会は環境省等の関係省庁に対して、それぞれ協力を要請する。
2. 両協会は、必要に応じ、海洋廃棄物の分野に関する交流を随時実施することとする。
3. 本覚書の目的を達成するため、両協会は可能な範囲で海洋廃棄物の処理対策に係る調査及び整理技術等に関する情報交換を行い、台日双方関係当局及び民間の協力を促進することとする。
4. 本覚書は、両協会の署名の日に開始し、双方の協議に基づいて修正することができる。本覚書は、いずれかの一方の協会が90日前に他方の協会に対して書面による通告を行うことによって終了させることができる。


本覚書は、中国語及び日本語により各2部が作成され、2023年1月13日、東京において署名された。

台湾日本関係協会代表



(会長)

公益財団法人日本台湾交流協会代表



(会長)